



武蔵野市ゴルフ連盟規約

- 第1条** (名称) 本会は「武蔵野市ゴルフ連盟」と称する。
- 第2条** (組織及び事務所) 本会は、武蔵野市に在住及び在勤・在学で、ゴルフを愛好する者(以下「会員」という)で組織し、事務所は会長の指定する場所に置く。
- 第3条** (目的) 本会は、健全なスポーツとしての、ゴルフの普及・発展と正しいマナーの教育に努め、以って武蔵野市民の健康増進と、武蔵野市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
- 第4条** (事業) 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) ゴルフの普及・発展に関する指導と研究
 - (2) 大会・教室等の企画及び実施
 - (3) 他の団体との交流及び協力
 - (4) その他、会の目的達成に寄与する事業
- 第5条** (役員) 本会は、次の役員を置く
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 理事 30名以内
 - (6) 会計 2名
 - (7) 事務局長 1名
 - (8) 監事 2名
 - (9) 名誉会長・顧問・相談役 若干名
- 第6条** (役員を選出) 本会の役員は、総会で選出される。
- 第7条** (役員の仕事) 本会の役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は、その職務を代行する。
 - (3) 理事長は、本会の運営を統括して理事会を招集し、会務を執行する
 - (4) 副理事長は、理事会を補佐し理事長不在の時は、その職務を代行する
 - (5) 事務局は、理事長を補佐し本会の活動業務を統括し、又必要に応じて事務員をおく。
 - (6) 会計は、本会の会計を処理し理事会及び総会に報告する。
 - (7) 監事は、本会の会計を監査し理事会及び総会に報告する。
 - (8) 名誉会長・顧問及び相談役は、理事会に出席し本会の運営について意見を述べることができる。

- 第 8 条** (役員 の 任 期) 本 会 の 役 員 の 任 期 は、 2 年 と し 再 任 を 妨 げ 不 い。
- 第 9 条** (会 議) 本 会 の 会 議 は 総 会 ・ 理 事 会 及 び 委 員 会 と す る。(1) 総 会 は、 年 一 回 開 催 し 会 長 が 召 集 す る。 但 し 臨 時 総 会 は、 理 事 の 過 半 数 の 要 望 が あ っ た 時、 あ る い は 会 長 が 必 要 だ と 認 め た と き 召 集 す る。(2) 総 会 は、 役 員 の 選 出 ・ 会 費 の 決 定 ・ 予 算 ・ 決 算 の 承 認 及 び 事 業 計 画 等 本 会 の 運 営 に 必 要 な 事 項 の 決 定 を 行 う。(3) 理 事 会 は、 理 事 長 が 必 要 に 応 じ て 招 集 し、 理 事 長 ・ 副 理 事 長 ・ 理 事 ・ 事 務 局 長 ・ 会 計 ・ 監 事 で 構 成 す る(4) 理 事 会 は、 予 算 ・ 役 員 の 推 薦 ・ 事 業 計 画 等 ・ 本 会 の 運 営 に 必 要 な 事 項 を 検 討 し 策 定 す る(5) 委 員 会 は、 会 務 の 円 滑 な る 運 営 を 期 す る た め、 理 事 会 の も と に 設 置 す る。(6) 会 長 ・ 副 会 長 は 必 要 に 応 じ て 理 事 会 に 出 席 す る。
- 第 10 条** (議 決) 本 会 の 会 議 は、 委 任 状 を 含 め 過 半 数 の 出 席 を 以 っ て 成 立 し、 議 決 は 出 席 者 の 半 数 を 以 っ て 決 し 可 否 同 数 の 場 合 は 議 長 が こ れ を 決 す る。
- 第 11 条** (運 営 費) 本 会 の 運 営 に 必 要 な 経 費 は、 会 費 ・ 賛 助 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 大 会 等 参 加 費 及 び そ の 他 を 以 っ て あ て る。
- 第 12 条** (年 度) 本 会 の 会 計 年 度 は、 毎 年 4 月 1 日 に 始 ま り 翌 年 3 月 31 日 に 終 わ る。
- 第 13 条** (規 約 の 改 正) 本 規 約 の 改 正 は、 理 事 会 の 議 決 を 以 っ て 総 会 に お い て 決 定 す る。
- 第 14 条** (委 任) 本 規 約 の 運 用 に つ い て 必 要 な 事 項 は、 理 事 会 に 委 任 す る。

(付 則) こ の 規 約 は 平 成 14 年 6 月 26 日 よ り 施 行 す る。